

第4回

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

日時：平成 29 年 11 月 16 日（木）13時 30 分～14 時 00 分

場所：米子食品会館 1 階 大ホール

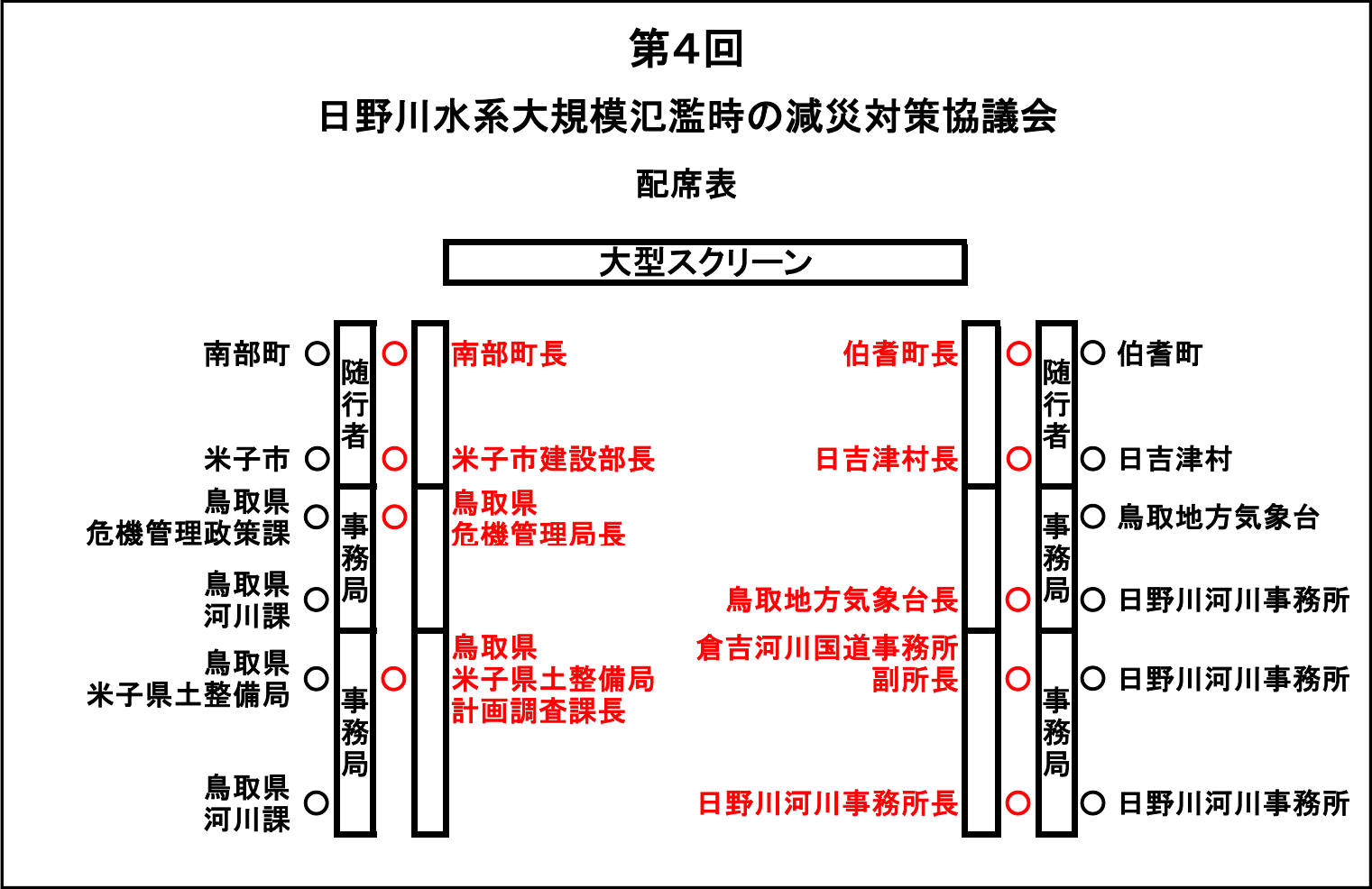
次 第

挨 拶

国土交通省 横林日野川河川事務所長

議 事

1. 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画への対応
2. 意見交換
3. その他



平成29年6月20日

水管理・国土保全局河川計画課

みずぼうさい

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました

～「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速～

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

<緊急行動計画とは>

- 国土交通省では、平成27年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風10号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 本年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申※を受け、国土交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

<緊急行動計画における主な取組>

① 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
- ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ

② 水害対応タイムラインの作成促進

- ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
- ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成

③ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- ・平成29年度中に関係機関が連携して全国3地域（岩手県、岡山県、兵庫県）のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
- ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施



協議会の状況

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouuinkai/daikibohanran/index.html

<問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室
課長補佐 木村 （内線：35364）
施策評価係長 安部 （内線：35328）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8445 FAX：03-5253-1602

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

緊急行動計画への対応の流れ

全 国

日野川

【平成27年度】

平成27年9月関東・東北豪雨

平成27年12月10日
答申

大規模氾濫に対する減災のための治水対策の
あり方について
～社会意識の変革による「水防災意識社会」の
再構築に向けて～

平成27年12月11日

『水防災意識社会 再構築ビジョン』策定

【平成28年度】

各減災協議会取組方針策定

7月6日

第1回減災対策協議会

8月22日

第2回減災対策協議会

取組方針策定

平成29年1月11日
答申

中小河川等における水防災意識社会の
再構築のあり方について

【平成29年度】

平成29年6月19日
施行

水防法等の一部改正

5月19日

第3回減災対策協議会

●フォローアップ

『水防法等の一部を改正する法律の施行について』
国水政第12号
『水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模
氾濫減災協議会」の運用について』国水政第13号他
『河川法第16条の4及び水資源機構法第19条の2に基
づく権限代行制度の創設について』国水政第14号他

平成29年6月20日

「水防災意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画

11月16日

第4回減災対策協議会

2月予定

第5回減災対策協議会

【平成30年度】

【平成31年度】

【平成32年度】

【平成33年度】

※毎年フォローアップを実施

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画への対応 実施事項について

① 現行減災協議会の法定化及び取組方針の内容確認・見直し

- ・本協議会規約の改正
- ・取組方針の内容確認

資料1
資料2

② タイムライン先行河川の検討実施

- ・日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会の発足

資料3

③ 防災教育の指導計画の作成支援に着手等

- ・小学校防災教育の実施(出前講座)
- ・(リーディング校における)防災教育の指導計画の作成支援に着手

資料4
資料5

④ 市町村のまちづくり担当部局等に水害リスク情報を提供

- ・市町村のまちづくり担当部局へ水害リスク情報(浸水想定区域等)の提供並びに立地適正化計画検討の確認

資料6

⑤ その他実施可能な項目の実施

- ・(鳥取県国際交流財団との共同による)定住外国人水防災学習の実施(出前講座)
- ・企業向け水防災情報提供(定期的な米子商工会議所報へのチラシ折り込み)

資料7
資料8

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、**水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。**

※この協議会で対象とする日野川水系とは、一級水系日野川のうち、日野川、法勝寺川を示す。

(目的)

第2条 日野川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町村や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局日野川河川事務所及び鳥取県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月6日から施行する。(第1回協議会の日)

平成29年11月16日一部改正 (第4回協議会の日)

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員)

米子市長

南部町長

伯耆町長

日吉津村長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局長

気象庁 鳥取地方気象台長

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所長

(事務局)

鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

日野川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員)

米子市 防災安全課長
米子市 維持管理課長
南部町 防災監
伯耆町 総務課長
伯耆町 地域整備課長
日吉津村 総務課長
鳥取県 危機管理局 副局長
鳥取県 西部総合事務所 河川砂防課長
気象庁 鳥取地方气象台 管理官
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 副所長
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 副所長

(事務局)

鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

○概ね5年で実施する取組(まとめ)

取組事項		目標時期
① 避難行動のための取組	●洪水を安全に流すためのハード対策の推進	
	堤防整備	順次実施
	●危機管理型ハード対策の推進	
	整備内容の検討	順次実施
	堤防整備	
	●避難行動、水防活動に資する基盤等の整備	
	簡易水位計やCCTV等の整備	H28から順次実施
	河川水位予測等の精度向上	H31
	リアルタイム映像の提供	H30
	水防資機材等の整備	順次実施
	●想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成、周知等	
	浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	H28から順次実施
	避難計画の見直し	H28から順次実施 (県浸水想定公表後実施)
	避難勧告等を発令する範囲、基準の見直し検討	
	要配慮者利用施設の避難計画作成、外国人への避難情報提供	
	夜間における避難発令基準の作成、避難誘導體制の検討	県浸水想定公表後実施
	企業向け防災学習、講習会や訓練の実施	H28から順次実施 (県浸水想定公表後実施)
	ハザードマップの各戸配布	県浸水想定公表後実施
	●多様な防災活動を含むタイムラインの作成及び見直し	
	タイムラインの作成及び見直し	H28から定期実施
	総合水防訓練の実施	
	避難所管理マニュアルの作成及び見直し	
	●市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣	
	育成及び派遣	H28から定期実施
	河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	
	●河川リアルタイム映像等の提供環境の整備	
	リアルタイム映像情報の配信	H30
	デジタル放送による周知	H28から定期実施
	プッシュ型洪水予報の情報発信	H29から順次実施
② 排水活動等の取組	●排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施	
	排水計画の作成	H29
	排水訓練の実施	H30から定期実施
③ 防災教育(学習)取組(学習)拡充の取組	●排水活動等に資する施設等整備	
	効率的な排水施設等の整備	H30から順次実施
	●防災教育(学習)資料等の作成	
	堤防決壊時等のイメージ動画の作成	H28から順次実施
	小中学校と連携した防災教育資料の作成	
	水防災意識向上に資するツールの作成	
	●防災教育(学習)や防災知識の普及	
	小中学校と連携した防災教育の拡充	H29から定期実施
より実践的な防災教育(学習)の実施		

「日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会」

発足式

開催日時 平成 29 年 11 月 16 日（木）14:00～14:50 予定

開催場所 米子食品会館（1 階）大ホール
住所 米子市旗ヶ崎 2030 番地
TEL 0859—34—5022

式次第

1. 開式の辞 中国地方整備局 河川部長
2. 挨拶 伯耆町長
南部町長
日吉津村長
米子市建設部長
鳥取地方気象台長
3. 講演 「これからの防災と減災に向けて」
検討会座長
鳥取大学大学院 工学研究科 教授 黒岩 正光
4. 「今後のタイムライン検討の進め方について」
中国地方整備局 日野川河川事務所長
5. 閉式の辞 鳥取県 県土整備部長

自然災害から命を守るためには幼少期からの教育が重要であるため、災害対応の実務を担う国土交通省が教育委員会、学校等と連携・協力して防災教育を行います。

また、防災とあわせて自分たちが生活する基盤にもなっている河川的环境についても学習します。

日野川的环境と防災

【対象】

小学校高学年(5, 6年生)を想定

【内容】

1. 日野川を知ろう

- ・日野川的环境や川の成り立ちなど概要

2. 大切にしよう日野川的环境

- ・日野川に生息する動植物の紹介や生物の生息に配慮した工事

3. 災害に備えよう日野川の防災

- ・日野川で過去に起こった洪水の紹介
- ・洪水を安全に流すために行われていることの紹介
- ・台風などいざというときにとるべき行動の学習(グループワーク)



3. 災害に備えよう日野川の防災 川の災害

日野川で起こった最近の洪水

■最近の大きな洪水

- ・平成18年7月洪水 梅雨前線による大雨
- ・平成23年9月洪水 台風12号

川の水はあふれませんでした、田んぼにたまった水の水かさ上がり、一部で浸水した家や田んぼがありました。

平成18年梅雨前線

平成23年台風12号

どこまでが川で、どこまでが田んぼかわからなくなっていました。

1. 日野川を知ろう 日野川はどんな川(3) 確認されている魚類

■日野川にはどんな魚がいるでしょう。

■平成26年度に行った調査では、44種もの魚類が確認されています。

日野川で確認されている魚類

どれかみたことあるかな？

平成29年度 実施(予定)対象校について

- ・岸本小学校 (9月20日実施)
- ・尚徳小学校 (10月31日実施)
- ・二部小学校 (11月15日実施)
- ・日吉津小学校 (11月16日実施)
- ・溝口小学校 (11月29日実施予定)
- ・明道小学校 (12月18日実施予定)
- ・福米東小学校 (1月 日実施予定)



岸本小で避難訓練と出前講座 (水防災学習)を行いました

資料4-2

日野川河川事務所

平成29年9月21日



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

平成29年9月20日(水)に伯耆町立岸本小学校で、避難訓練と水防災学習の出前講座を行いました。隣接のふたば保育所からも1～6歳児までの子供達が小学校の3階に避難してきました。避難後は、体育館に集合して、国土交通省の水害ビデオを鑑賞して、訓練を締めくくりました。またその後、5年生の生徒は体育館に残り、理科の授業として出前講座(水防災学習)を日野川河川事務所の職員から受けました。この日の訓練には、テレビ等の報道関係者も多数取材に来られており、全体でおよそ400名に及ぶ大規模なものになりました。



ふたば保育所避難訓練の様子



先生からの指導



日野川河川事務所の出前講座



岸本小学校避難訓練の様子

(先生からは)
「岸本小の生徒として、ちゃんと行動しましょう！」
と、指導が有りました。

【覚えておいてほしいこと】

「水害は学校に居るときに起こるとは限らない、それは夜中に起こるかも知れない。」
「先生や親の指示に従って、早く避難する。」

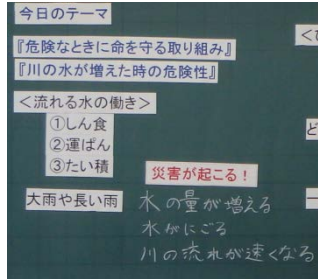
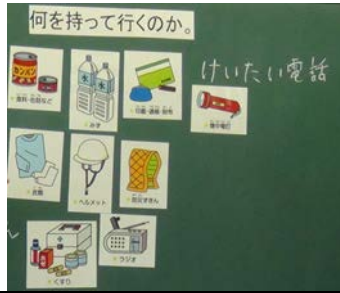
資料 5

防災教育授業（指導計画）

①ねらい

理科 5 年生「流れる水のはたらき」から、川の水による災害とそれらを防ぐための取り組みを学び、災害から生命を守るために、自分たちにできることを考える。

②学習の過程

流れ	学習項目	学習内容	教材
導入 10 分	学習内容の 振り返り	これまでに学習した「流れる水の働き（浸食・運搬・堆積）」について振り返るとともに、大雨や長雨となった場合に、水のはたらき力が大きくなることで災害が発生する可能性が高くなること理解。	マグネットフリップ 
展開① 7 分 見せる	川の水が増え ると、どのような 災害が起きる か	過去に発生した災害事例（鬼怒川の映像（ドローン）、鬼怒川被災前後の上空写真、広島での災害写真）を元に学習。 ⇒ 災害は時には命も奪うことも理解。	大型 TV による映像、 写真表示 
展開② 11 分 講義	災害を防ぐた めの取り組み	流れる水の量を増やさない取り組み（ダム・放水路）、川岸が削られないようにする取り組み（コンクリート護岸）を学習。 ⇒ 施設を造っても災害を確実に防げない。逃げるのが大事。 ⇒ ハザードマップの紹介と見方を理解。	ハザードマップの配付
展開③ 20 分 班討議	川の水による 災害から生命 を守るために、 私たちにでき ることを考え、話 し合う	○どこへ逃げるのか？（ハザードマップで避難場所、避難ルートの確認） ○家族と話しておくこと（避難場所、連絡先） ○持って逃げるものは？ ○他に気になるものは？ ⇒ 帰ってから家族で話しあうことを促す。	班別討議プリント配付 マグネットフリップ 
まとめ 9 分	まとめ	かけがえのない命を守るために、すぐに避難できるよう事前の準備が大事であることを学習。	家庭での配付用プリント ○避難の注意事項



コンパクトシティのための計画制度(立地適正化計画制度の創設)

背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

資料 6 - 1

法律の概要

●立地適正化計画(市町村)

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり(多極ネットワーク型コンパクトシティ)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- 整備に対する補助 予算
- 整備に対する民間都市開発機構の出資等 予算
- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 税制

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 予算

○医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

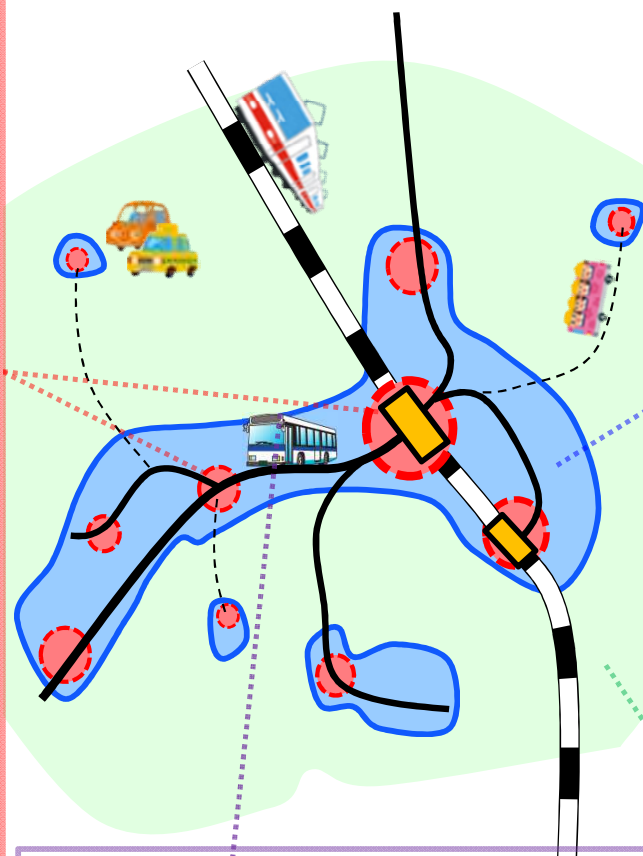
- 誘導施設について容積率等の緩和が可能

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 予算



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- 公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 予算
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度(例：低層住居専用地域への用途変更)

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- 都市再生推進法人等(NPO等)が跡地管理を行うための協定制度
- 協定を締結した跡地の適正管理を支援 予算

公共交通

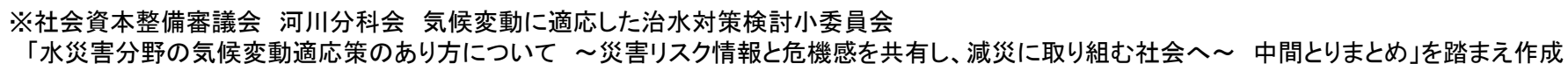
維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援(地域公共交通活性化再生法)
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 予算

※下線は法律に規定するもの

- コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。
- 災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要。





定住外国人の方へ水防災学習 の出前講座を行いました

資料7

日野川河川事務所

平成29年10月16日(月)



国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会では、日野川水系における減災対策の取組として「**定住外国人の方へ洪水時の防災情報や避難情報を確実・迅速に提供すること**」を位置付けており、その取組の一つとして、平成29年10月15日(日)10時30分～12時頃、就将(しゅうしょう)公民館において、鳥取県国際交流財団と共同で、同財団主催の日本語クラスで学習している外国人の皆さんを対象とした水防災学習の出前講座を実施しました。

中国・フランス・ベトナム・フィリピン・ミャンマー・タイ・マレーシア出身の31名の方達が、講座を受講しました。

当日使用した
(主な)
学習資料です



【 知っておいて欲しいこと 】

(日本語は少し難しく感じるかも知れませんが) 今日知っておいて欲しいこと(以下の3点について)は、いたってシンプルです。

- ① 情報はどうやって入手しますか？
- ② あなたの住んでいる場所に近い避難所は何処ですか？
- ③ その時に持って行く物は何ですか？

「私が住んでいる場所から、最も近い避難所は、何処ですか？」



【受講中の様子です】



【グループワーク中です】



【質疑応答中です】

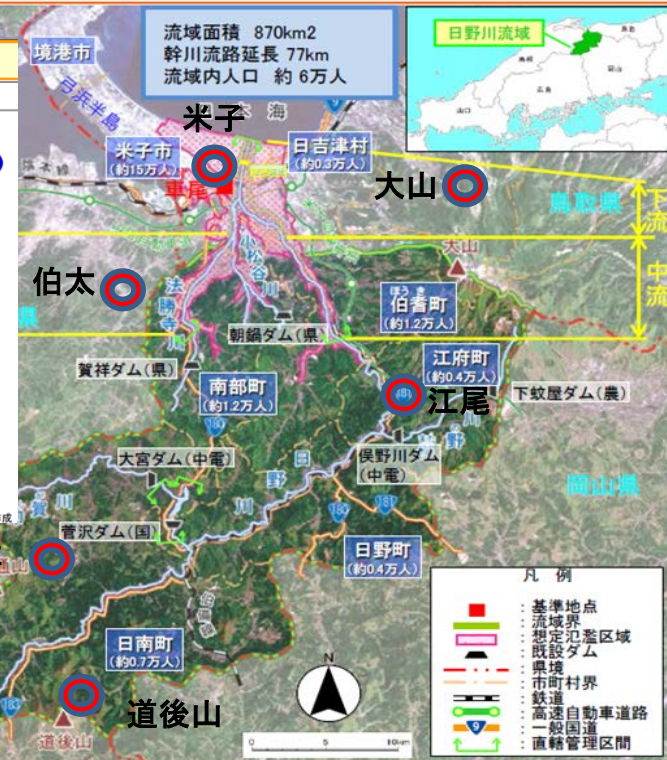
河川による水害に対する防災意識を高めて頂くことを目的として、年2回程度(梅雨時期前と台風時期)米子商工会議所報への折り込みを行っていきます。

水害時の対応や、避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施等にお役立て下さい。

■近年、日本各地で時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから1,000mmを超える大雨が発生し、毎年のように甚大な被害が発生しており、今年7月5日の九州北部豪雨等は記憶に新しいところです。

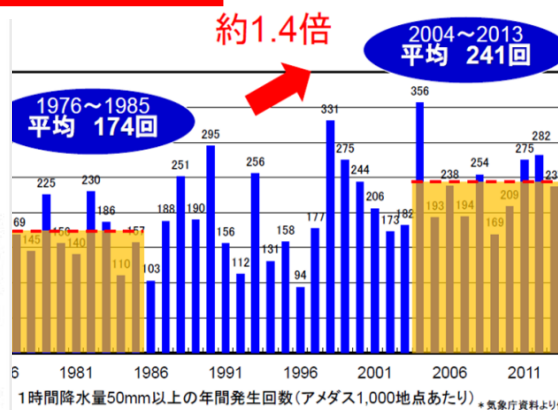
■日野川流域及び周辺地域でも、観測史上1位～3位の雨量規模(日降水量、最大時間雨量)が、近年において観測されています。

流域図



日本における近年の降雨の状況

○時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加(約30年前の約1.4倍)



九州初の大雨特別警報発令

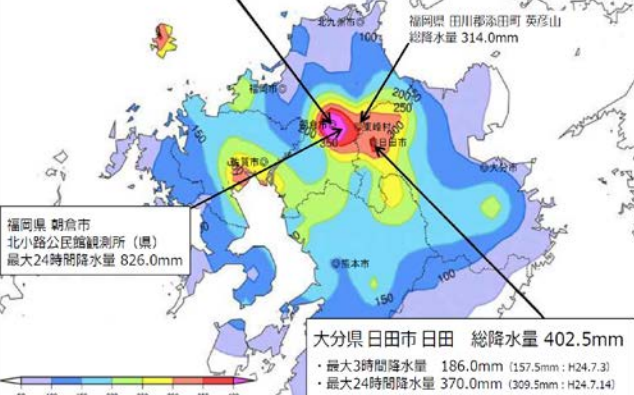
解析雨量は朝倉市で約1,000mm、日田市で約1,600mm

平成29年7月5日、昼頃から夜にかけて九州北部で局地的に非常に激しい雨が降り、福岡県・大分県に九州地方では初めての大雨特別警報が発表された。
気象庁のレーダー解析(24時間解析雨量)では、福岡県朝倉市で約1,000mm、大分県日田市で約600mmの記録的な豪雨となり、各地で甚大な被害が発生した。

7月5日～6日の降水量分布図

福岡県 朝倉市 朝倉 総降水量 586.0mm

・最大1時間降水量 129.5mm (74.5mm : H21.8.15)
・最大24時間降水量 545.5mm (293.0mm : H24.7.14)



平成29年7月九州北部豪雨の概要

発生日時: 平成29年7月5日～6日(福岡県内23市町村、大分県内15市町村に大雨特別警報発令)
人的被害: 死者数36名 行方不明者数5名 重傷者3名 軽傷者11名
住宅被害: 全壊266棟 半壊850棟 床上浸水360棟 床下浸水1,341棟

出典: 福岡県・大分県ホームページに掲載(8/18現在)

米子				伯太				大山			
日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)
1984.7.18	206.8	2013.7.15	66.5	2011.9.3	241	2013.7.15	100.5	2011.9.3	524	2005.8.15	90
1986.7.15	204	1961.7.9	62.1	1997.6.28	197	2014.8.7	57.5	2011.9.2	341	2013.7.15	68.5
2006.7.18	180	1961.9.3	57.9	2011.9.2	163.5	1975.9.2	50.5	1990.9.19	313	2009.7.19	67
茶屋				江尾				道後山			
日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)	日降水量(mm)	最大時間雨量(mm)
2006.7.18	163	2005.7.1	54	2013.7.15	219.5	2013.7.15	87	2011.9.3	191	2011.7.24	64
1979.10.19	156	2000.8.8	50	1993.6.29	154	1995.7.20	67	2011.9.2	184.5	2011.8.1	55.5
1993.6.29	155	2009.9.3	45	2009.6.22	150	1985.7.9	57	2006.7.17	141	2010.8.30	50.5

もし洪水になったらどうする？(台風が接近！その時、何をしますか？)

■洪水の被害から命を守るために、まず必要なことは、雨や川に関する情報をいち早く手に入れることです。

そのためには、普段から「どうすれば雨や川、情報を手に入れることができるのか？」を考えて、備えておく必要があります。

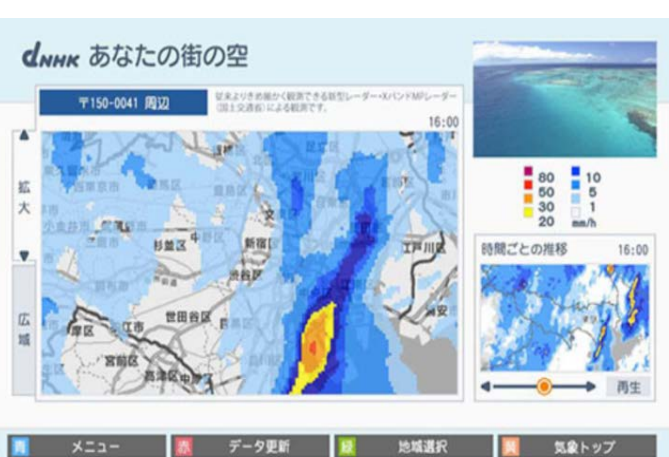
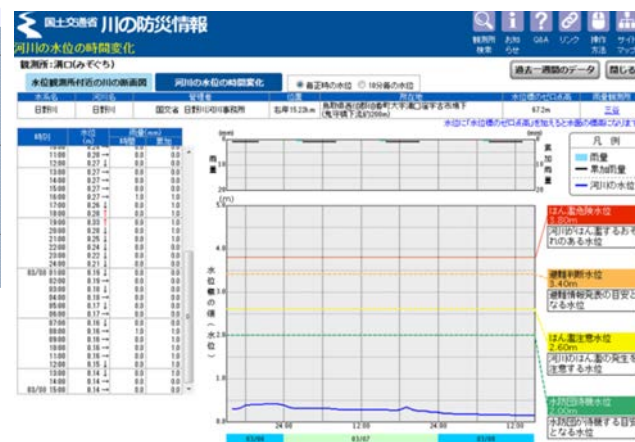
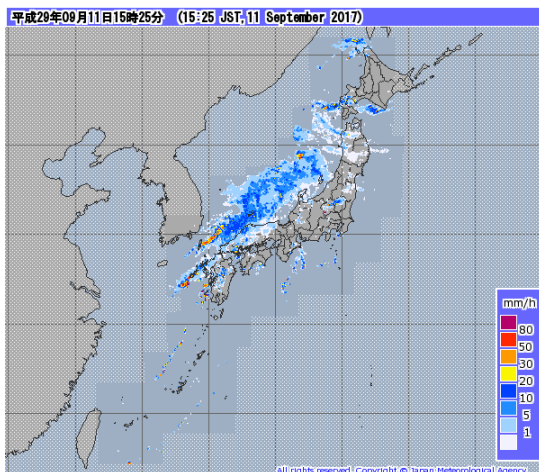
インターネットでわかる情報

(気象庁HPのレーダー・ナウキャスト)

(国土交通省HPの「川の防災情報」)

テレビでわかる情報

(NHKのデータ放送)



■また、国土交通省では「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に流域住民の主体的な避難を促進するため緊急速報メールを活用した洪水情報※¹のプッシュ型配信※²を取り組んでいます。

鳥取県内では、5月1日より、自治体や携帯電話事業者との調整等が整った3水系（千代川、天神川、日野川）9流域市町村において洪水情報のプッシュ型配信を初めて開始しました。

※¹ 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※² 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

参考資料

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申），平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申），平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

（1）水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

（2）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他4項目）

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等（他2項目）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備（他1項目）

（6）減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等（他3項目）

（3）的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

（4）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

（5）河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表			
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ			



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難動着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有			
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、国、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県、モデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。				

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	・平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援 ・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有		引き続き、防災教育の実施を支援		
学習指導要領改訂 平成29年3月31日	（平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間）			（平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施）	

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言とする。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(1)大規模氾濫減災協議会の設置		
・大規模氾濫減災協議会の設置	【国・都道府県管理河川共通】 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 - 平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 【都道府県管理河川】 - 平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。	【国管理河川】 - 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 【都道府県管理河川】 - 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 【国・都道府県管理河川共通】 - 毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 - 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国管理河川】 - 国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。 【都道府県管理河川】 - 都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。 - 平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。	【都道府県管理河川】 - 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 【国・都道府県管理河川共通】 - 毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	【国管理河川】 ・平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 ・全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応 【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 ・平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。	【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。 【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。
・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。	【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。
・ICTを活用した洪水情報の提供	【国管理河川】 ・平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。	【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。 【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み) ・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)[※])における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・平成29年6月までに全109水系において作成・公表。	【都道府県管理河川】 ・平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・水害ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。
	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。	【国管理河川】 ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		
・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の危機管理型水位計^(※2)による試験計測を開始。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間^(※3)に設置完了。 (※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計 (※3) 平成28年1月時点	＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 ＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。

実施する施策		これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
	・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。
(3) 的確な水防活動のための取組			
① 水防体制の強化に関する事項			
	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国管理河川】 ・平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
	・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。
	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。
	・水防団間での連携、協力に関する検討	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(2)市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 【国管理河川】 ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
・浸水被害軽減地区の指定	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項		
・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。	【国管理河川】 ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
・ダム再生の推進	【国・都道府県管理河川共通】 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・樋門・樋管等の施設の 確実な運用体制の 確保	＜操作が不用な樋門等の導入＞ 【国管理河川】 ・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。	＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。
・河川管理の高度化の 検討	【国管理河川】 ・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の陸上・水中ドローン^(※2)および全天候型ドローン^(※3)による試験飛行・試験計測を開始。 (※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。 【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。
(6) 減災・防災に関する国の支援		
・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。 (ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)	【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・ダム の再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。	【都道府県管理河川】 ・ダム の再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。
・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。
・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回) ・平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「流木や土砂の影響への対策」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。